

まなびや

昭和時代の学校制度の変遷

尋常小学校とは

一八八六(明治19)年から、戦前の国民学校令制定の一九四一(昭和16)年まで存続した初等教育機関。小学校を尋常と高等の2段階とし、尋常小学校を義務教育としました。

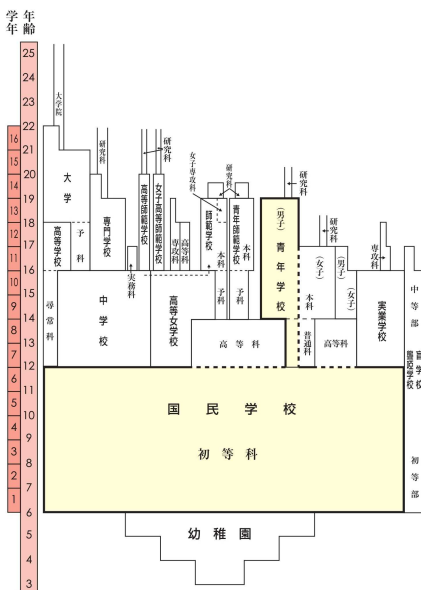
旧制中学校とは

一八九九(明治32)年中学校令の改正で設立。戦前の中学校

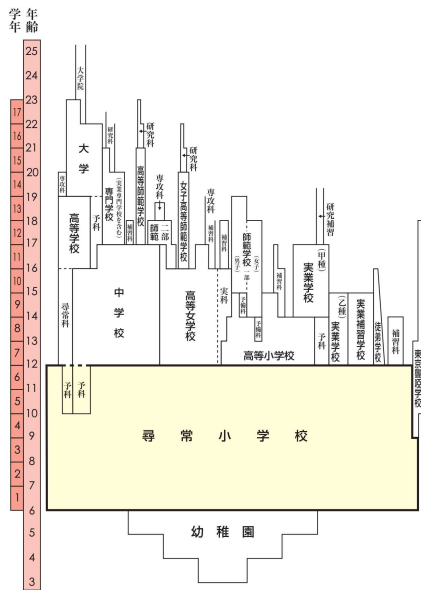
学校制度の改革に伴う学校変遷



学校系統図
戦中期・昭和19年頃



学校系統図
昭和の初めから戦前期

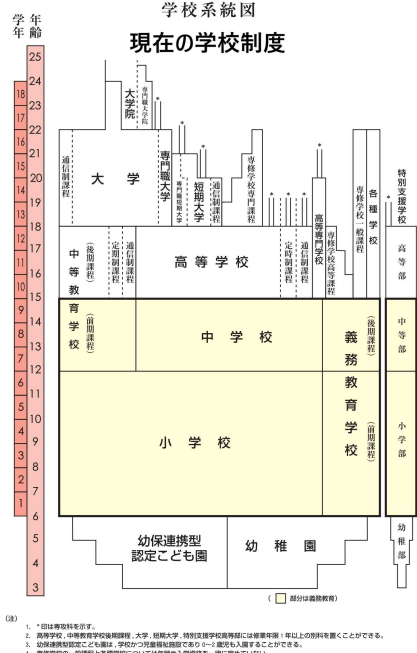


校は男子の5年制(後に4年制)で義務教育ではなかった。試験によって入学。女子は高

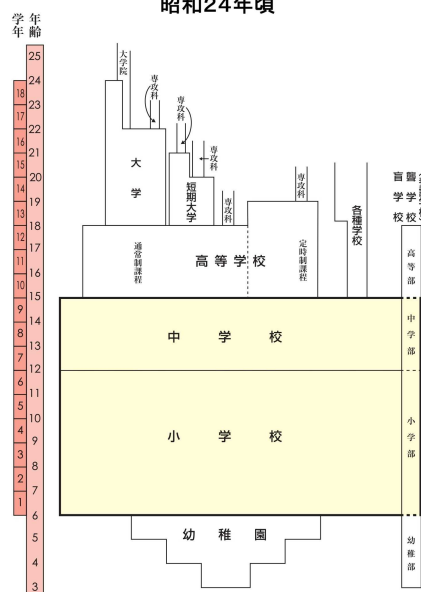
国民学校とは

等女学校で学びました。戦時体制が進んでいく中、教育も戦時色が濃くなっていました。一九四一(昭和16)年、国民学校令が出され、尋常小学校は国民学校に変わりました。国民学校は国民の基礎的錬成をなす学校とされ、心身を鍛え、国のために身を

学校系統図
現在の学校制度



学校系統図
学校教育法による新制度
昭和24年頃



学校教育法による制度

捧げることが求められました。こどもたちは、初等科で6年間学んだ後、高等科や中学校(中学校、高等女学校、実業学校)などに進みました。が、進学できる人は限られました。国民学校8年間は義務教育と定めましたが、実施延期のまま終戦を迎えました。

戦後の一九四七(昭和22)年、「教育基本法」、「学校教育法」が制定され、国民学校初等科は「小学校」に改組されます。小学校6年、中学校3年の9年間は義務教育となり、現在まで継続しています。各学校で教える内容を示した「学習指導要領」も同時期からスタートし、以後何度も改定が行われています。

(8)
1. *は専攻科を示す。
2. 高等学校は、中等教育学校(現・高等学校)、大学、短期大学、特別定款学校(現・専門学校)に相当する。専攻科以上の専攻科を置くことができる。
3. 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0-5歳児の入居が可能である。
4. 高等学校の一級課程と二級課程については年齢や入学資格を一部に定めている。